



# 東京都食品安全条例

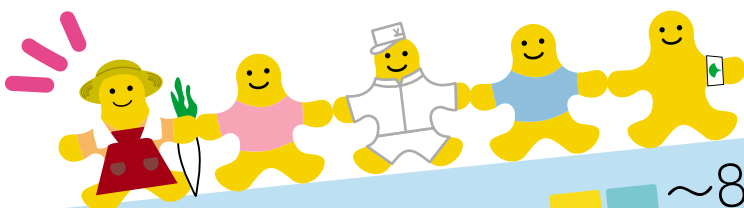
～ 食品の安全を確保し、現在及び将来の都民の健康の保護を図るために～

|   |                    |   |     |
|---|--------------------|---|-----|
| 1 | 条例制定の背景及び目的        | 1 | ページ |
| 2 | 基本理念と関係者の責務・役割     | 2 | ページ |
| 3 | 食品の安全の確保に関する基本的な施策 | 3 | ページ |
| 4 | 健康への悪影響の未然の防止      | 5 | ページ |
| 5 | 附属機関               | 7 | ページ |
| 6 | 施行期日               | 7 | ページ |

食品の安全確保は、都民が健康的で豊かな生活を送るための基礎となるものであり、都における重要な課題の一つとなっています。

このたび、東京都では、食品の安全確保に向け、基本理念や関係者の責務・役割を明らかにするとともに、生産から消費に至る全ての段階で食品安全行政を総合的・計画的に推進し、併せて国の制度を補完する観点から都として必要な対策を実施するため、「東京都食品安全条例」を制定しました。

このパンフレットでは、条例で定めた基本理念や食品の安全確保に関する基本的な施策、条例に基づく健康への悪影響の未然防止策などを紹介します。



～8月1日福祉保健局スタート～



# 1 条例制定の背景及び目的(第1条)

## はじめに

近年の科学技術の発展や国際化の進展は、国民の食生活に大きな変化をもたらしました。こうした中、牛海綿状脳症(BSE)や食品偽装表示事件などが発生し、食の安全に対する国民の関心が高まりました。

このような状況を受け、平成15年5月、食品の安全性を確保するため、食品安全基本法が制定されました。この法律に基づき、同年7月、食品の健康への影響について、科学的知見に基づき評価を行う食品安全委員会が内閣府に設置されました。

現在、国においては、食品安全委員会の評価に基づき、食品の安全性に関する規格や基準づくりが進められています。

## 条例制定の背景

次のような背景から条例を制定することにしました。

### ① 東京の地域特性を踏まえた仕組みづくり

東京は、日本最大の食品の消費地であると同時に、輸入食品をはじめとする流通の拠点でもあります。したがって、東京における食の危機は全国の危機につながっていく可能性があります。また、東京は様々な情報の集積地でもあり、いち早い危害の発生状況の把握や、未然防止に必要な情報の収集が行えます。

こうした地域特性を踏まえると、国の体制整備に依存するだけでなく、都としても食品の安全確保に向けた仕組みづくりを進める必要があります。

### ② 食品安全行政の総合的推進

食品の安全確保のためには、食品安全確保対策のよりどころとなる基本的な考え方を都の方針として都民・事業者に明示するとともに、この方針に基づいて生産から消費に至る全ての段階で関係局が連携しあい、都の食品安全行政を総合的に推進していく必要があります。

### ③ 関係者の連携した取組

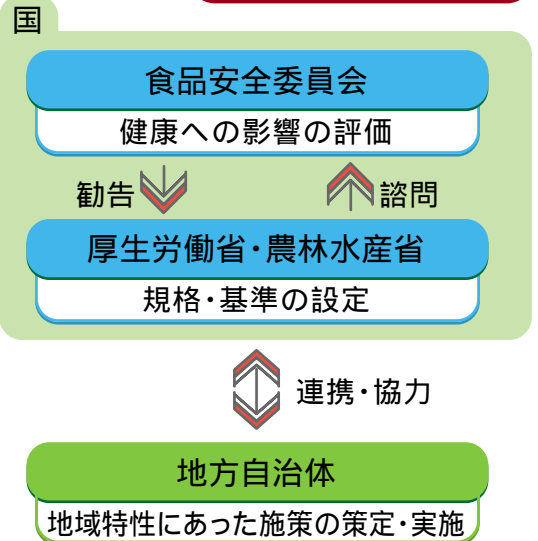
食品の安全確保には、都や事業者はもとより、都民を含めた関係者がそれぞれの責務や役割を果たしながら、連携した取組を進めていくことが大切です。このため、自治体において関係者の間で食品の安全に関する共通の認識を醸成していくための先進的な取組が不可欠です。

## 条例制定の目的

「東京都食品安全条例」では、食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ことを目的としています。

また、東京という大都市の地域特性を踏まえ、食品の安全確保に向けた方向性をはじめ、関係者が果たすべき責務や役割を明らかにするとともに、国の制度を補完する仕組みを定めています。

## 国と地方自治体の関係



## 2 基本理念と関係者の責務・役割 (第3条から第6条)

条例では、三つの基本理念を掲げ、これにのっとり、都や事業者の責務のほか、都民の役割についても明記しています。

### 基本理念と関係者の責務・役割

#### 三つの基本理念

事業者責任を  
基礎とする  
安全確保

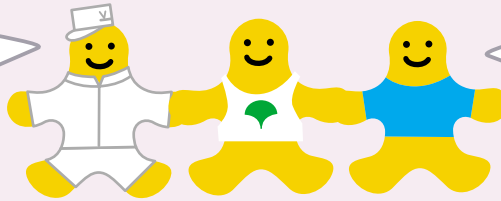
科学的知見に  
基づく  
安全確保

相互理解と  
協力に基づく  
安全確保

#### 関係者の責務・役割

##### 事業者の責務

自主的衛生管理の推進  
危害の発生又は拡大防止  
への的確かつ迅速な対応  
食品の安全確保に関する情  
報の積極的な公開・説明及  
び記録・保管  
適切かつ分かりやすい表示  
の実施  
食品の安全確保に関する都  
の施策への協力 など



##### 都民の役割

食品の安全確保に関する  
積極的な意見の表明  
食品の安全に関する知識  
の習得及び合理的な行動  
の選択  
食品の安全確保に関する  
都の施策への協力

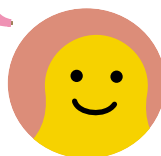
##### 都の責務

食品の安全確保に関する施策の総合的・  
計画的推進

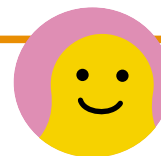
食品の安全確保には、供給  
者である事業者が一義的に  
責任を負う必要があります。



食品の安全確保は、事故が起  
きてから対応するだけでなく、  
健康への悪影響を未然に防止  
するためにも、最新の科学的  
知見に基づき行われることが  
必要です。



一方、食品の安全確保は、事業者の取組や、行政  
の監視・規制だけで成り立つものではありません。  
都、都民、事業者がお互いの役割を理解し、食品  
の安全の確保に関する情報や意見の交流を通じ  
て、“食品の安全”に対する共通の認識を持ち、  
互いに協力しあう関係を築くことが最も重要です。

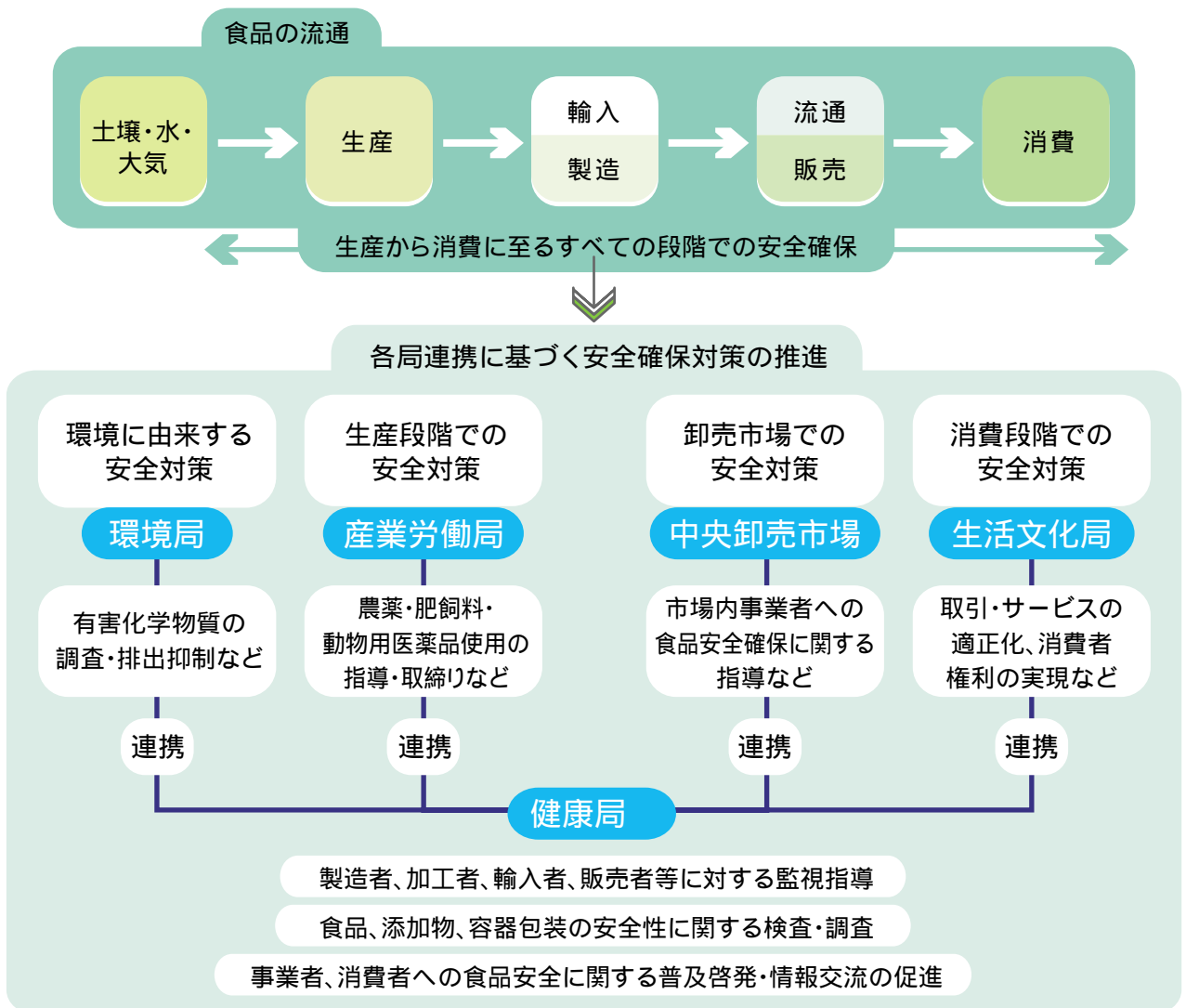


### 3 食品の安全の確保に関する基本的な施策(第7条から第20条)

#### 食品安全推進計画

食品の安全確保は、生産から消費に至るすべての段階で適切に実施される必要があります。このため、都は、下図のように、それぞれの役割を所管する関係各局の連携により、施策を進めています。今後、条例に基づき、食品の安全確保に関する施策をさらに総合的かつ計画的に推進するため、「食品安全推進計画」を定めます。

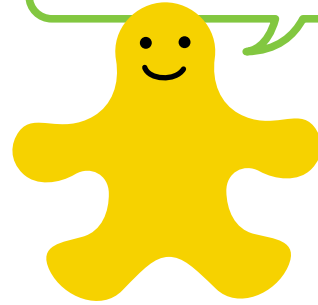
#### 都の食品安全確保対策に関する関係各局の連携



平成16年8月1日から組織改正により福祉保健局になります。

「食品安全推進計画」の策定及び改定に際しては、食品安全審議会( p7参照 )で審議するとともに、都民及び事業者からの意見を聴き、計画へ反映していきます。また、計画の内容や計画に基づく施策の実施状況を公表します。

調査研究の成果は事業者等に普及し、情報の分析、評価結果は都の施策へ反映させます。



## 調査研究の推進

食品等の安全性に関する各種調査研究や食品等の試験・検査に関する研究・技術開発を推進します。

## 情報の収集、整理、分析及び評価の推進

食品等の安全性に関する情報を収集・整理し、最新の科学的知見に基づき分析・評価します。

## 食品等の生産から販売に至る監視、指導等

農薬などの適正な使用に関する指導や、食品の製造・輸入・加工・販売施設等に対する立入検査、食品等に含まれる添加物や微生物の検査等を実施します。  
輸入食品など広域に流通する食品について、特別区と連携し、指導や施設への立入検査などを、広域的かつ機動的に実施します。

## 食品表示の適正化の推進

食品等の表示について法令の適正な運用を図ります。  
都民に食品等に関する情報を正確に伝達できるよう、取組を進めていきます。

## 事業者による取組の促進

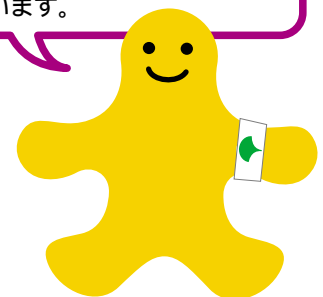
事業者による自主的な衛生管理を推進する仕組みを作っていきます。  
事故発生等の原因究明の際に必要な情報の記録・保管・伝達を促進していきます。  
事業者による取組が適切に行われるよう情報の提供、その他の技術的支援を行っていきます。

## 都・都民・事業者の相互理解と協力の推進

情報の共有化、意見の相互交流を図っていきます。  
都民・事業者の教育・学習を推進していきます。  
事業者による積極的な情報公開を促進していきます。  
食品の安全の確保に関する施策に都民・事業者の意見を反映していきます。

ほかに、

- 特別区、市町村、国等と連携、協力を図ること
- 必要に応じ国に対し意見を述べ、必要な措置を執るよう求めることなどを、基本的な施策として掲げています。





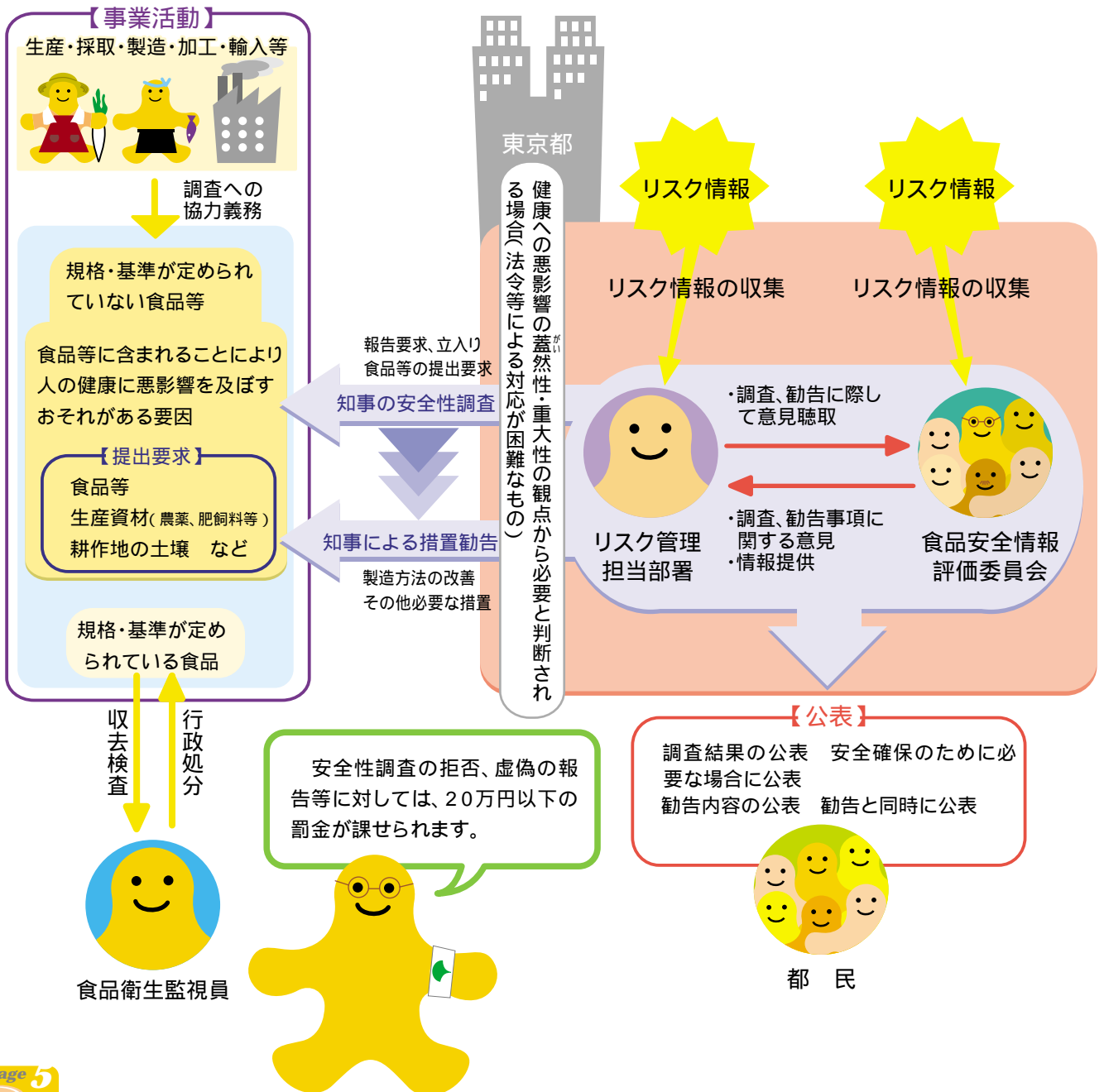
# 4 健康への悪影響の未然の防止(第21条から第25条)

## 安全性調査・措置勧告制度

食品衛生法など現行の法制度で、規格基準の定めがないなど法的な対応ができない課題について、健康への悪影響を未然に防止する観点から必要な場合には、条例に基づき立入り等の調査を実施できるようにしました。

安全性調査の結果、健康への悪影響が懸念され、法的な対応が困難な場合には、事業者や事業者団体に対し、健康への悪影響の未然防止に必要な措置(製造方法の改善、表示等による都民への注意喚起等)をとるよう勧告するとともに、その内容を公表します。

### 知事の安全性調査・勧告制度の概念図

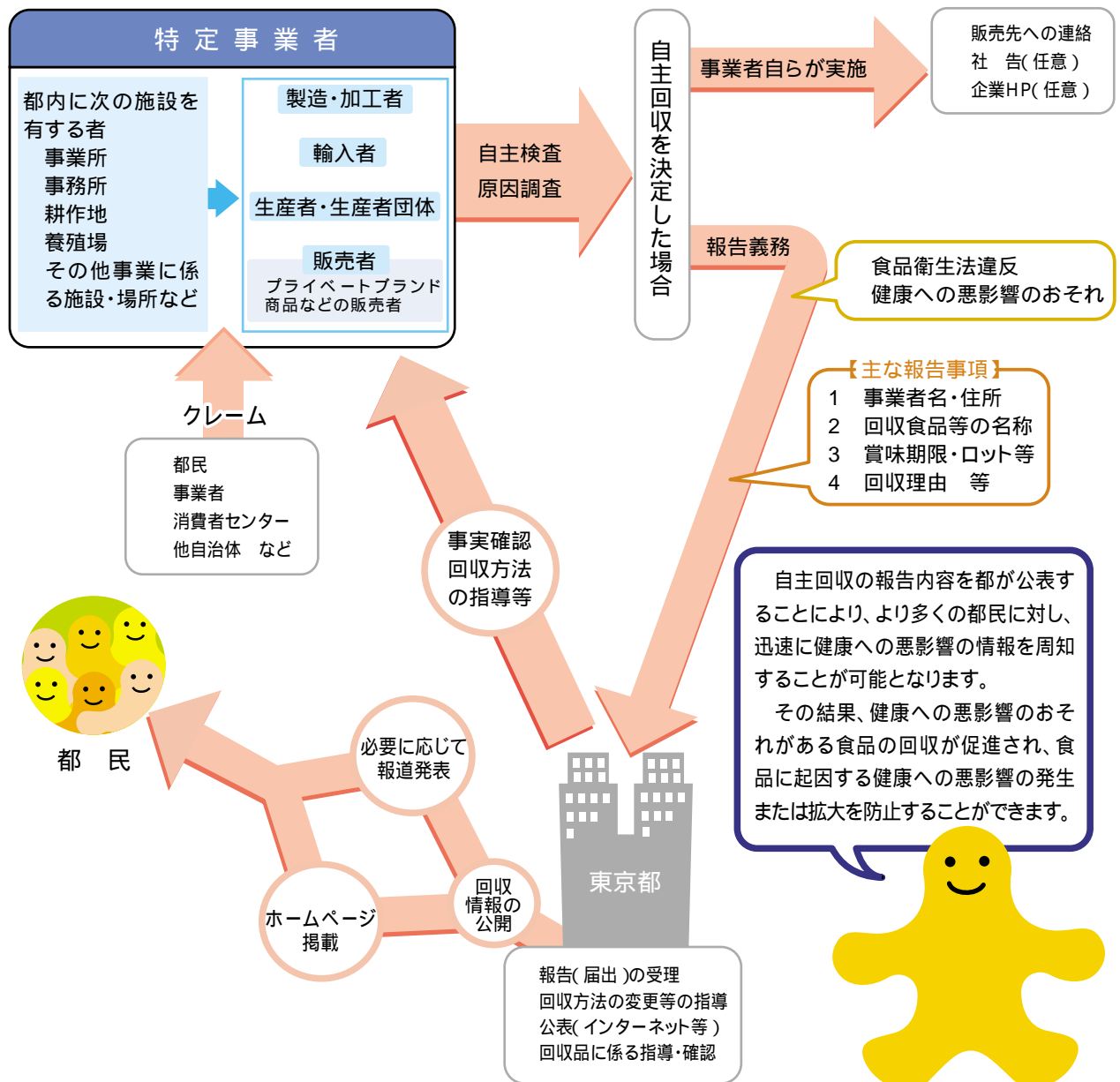


## 自主回収報告制度について

食品に起因する健康への悪影響の発生または拡大を防止するためには、行政による監視指導とともに事業者自らが、自主的かつ速やかに違反食品等を市場から排除することが必要です。

このため、食品の製造事業者等が、食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれに基づき、自主回収に着手した場合に、都への報告を義務付け、その情報を都民に提供する仕組みを作り、自主回収を促進します。

### 食品の自主回収報告制度の概念図



## 5 附属機関(第26条及び第27条)

知事の附属機関として、次の二つの機関を設置しました。

### 食品安全審議会

都における食品の安全の確保に関する施策について、調査審議する機関です。

#### 調査審議事項

- ・ 食品安全推進計画に関すること
- ・ 食品の安全の確保に関する基本的事項

#### 委員構成

- ・ 都民、事業者及び学識経験者25名以内の委員で組織(任期2年)
- ・ 必要に応じ、臨時委員を置くことが可能

### 食品安全情報評価委員会

食品等の安全性に関する情報について、調査する機関です。

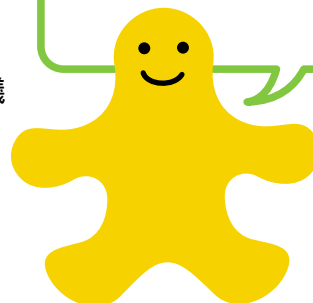
#### 調査事項

- ・ 食品等の安全性に関する情報の科学的な分析及び評価
- ・ 安全性調査及び措置勧告の対象となる食品等の安全性に関すること
- ・ 調査結果に係る都・都民・事業者相互間の情報の共有化及び意見交流の方法

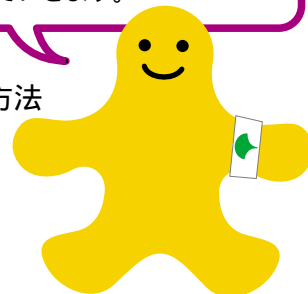
#### 委員構成

- ・ 都民及び学識経験者20名以内の委員で組織(任期2年)
- ・ 必要に応じ、専門委員を置くことが可能

都民及び事業者の意見を食品安全推進計画や条例の改正などに反映させていきます。



安全性に関する情報を科学的に分析・評価し、その結果を安全性調査・措置勧告や、重点的な監視指導の実施など、個別の施策へ反映させていきます。



## 6 施行期日

条例は、平成16年4月1日から施行されました。ただし、安全性調査・措置勧告制度は同年5月1日から、自主回収報告制度は公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行されます。

この条例に関するお問い合わせは、お近くの保健所か下記まで

東京都健康局  
食品医薬品安全部食品監視課  
(平成16年7月31日まで)

東京都福祉保健局  
健康安全室食品監視課(平成16年8月1日から)

☎ 03-5320-4401(ダイヤルイン)

